

## 茨城県霞ヶ浦環境科学センター市民活動支援機材等貸出規程

### (目的)

第1条 この規定は、市民団体等が行う環境保全活動（湖沼・河川の保全浄化活動（清掃美化活動を含む）及び環境学習活動）を支援するため、茨城県霞ヶ浦環境科学センター（以下「センター」という。）が管理する機材等（以下「機材」という。）に係る貸出手続き等を定め、機材の適正な利用及び市民活動の促進を図ることを目的とする。

### (貸出対象者)

第2条 機材の貸出対象者（以下「利用者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 環境保全活動を行う法人・団体
- (2) 教育機関及び行政機関
- (3) 市町村
- (4) その他センター長が認めた者

### (無償貸出)

第3条 機材の貸出は原則として無償とする。

### (貸出機材)

第4条 この規程によりセンターが貸出する機材は、別表のとおりとする。

### (利用手続き)

第5条 機材（軽トラックを除く）の利用者は、市民活動支援機材利用申込兼借受書（様式第1号）をセンター長に、軽トラックの利用者は市民活動支援機材（軽トラック）借受書兼誓約書（様式第1号の2）を茨城県知事（茨城県環境科学センター扱い）に提出して、その許可を受けなければならない。

2 利用者は、機材の返却と同時に市民活動支援機材利用報告書（様式第2号）をセンター長に提出しなければならない。

### (貸出期間)

第6条 貸出期間は、1週間以内とする。

但し、センター長が特に必要と認めた場合は変更することができる。

### (予約)

第7条 利用者は、利用日より3ヶ月前から予約できる。

(消耗品等)

第8条 機材の利用に必要な消耗品及び燃料については、利用者が負担する。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 機材は茨城県内の環境保全活動において使用すること。
- (2) 機材は営利、宗教又は政治活動のために使用してはならない。
- (3) 機材を他の者に転貸してはならない。
- (4) 機材の管理は細心の注意を払わなければならない。
- (5) 使用開始前に必ず機材の点検を行い、安全対策に万全を期さなければならない。
- (6) 使用した機材は、現状を回復したうえで返却しなければならない。

(紛失・破損届出)

第10条 利用者は機材を紛失または破損したときは、直ちに市民活動支援機材紛失・破損届(様式第3号)によりセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、利用者が故意又は使用上の注意を遵守しないで機材を紛失または破損させた場合は、その損害を賠償させることができる。

(免責事項)

第11条 利用者が貸出機材の使用中に起こした事故等については、センターは一切の責任を負わない。

(貸出車両による交通事故の届出)

第12条 利用者は貸出車両による交通事故があったときは、当該事故後センター長に電話等で速やかに報告するとともに、市民活動支援機材(車両)事故届出書(様式第4号)によりセンター長に届け出なければならない。

2 利用者は当該事故に関し、自動車保険加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者が貸出車両運行中の交通事故により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的な責任を果たすとともに、自賠責保険及び任意保険の約款等に基づき、県及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決しなければならない。

2 利用者が貸出車両運行中に交通事故を起こした場合、県が加入している自動車保険で補填されない部分については、利用者の責任において損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年6月4日から施行する。
- 1 第6条の改正規程を、平成23年10月28日から施行する。
- 1 第5条、第6条、第11条、第12条、第13条、第14条の改正規程を、平成25年12月6日から施行する。